平成２４年（フ）第４３４６号
東京都世田谷区粕谷４丁目11―８―102
債務者　大窪　正一
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３４７号
東京都足立区千住緑町２丁目28―９―205
債務者　相馬　俊介
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３５１号
東京都大田区南蒲田１丁目９―17―104
債務者　佐野　忠雄
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３５３号
埼玉県三郷市早稲田１丁目７－４―203
債務者　朴　　明順
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３６７号
東京都練馬区旭町２丁目34―５―205
債務者　桝井松二郎
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３６９号
東京都台東区根岸２丁目５－８―205
債務者　西野　康雄
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３７３号
東京都杉並区本天沼２丁目31―８　本天沼荘
債務者　大森　栄幸
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３７４号
東京都板橋区中台１丁目42―10―103
債務者　大内　俊昭
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３７５号
東京都板橋区中台１丁目42―10―103
債務者　大内　京子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３８３号
埼玉県入間市大字野田443―４
債務者　矢崎　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４１４号
東京都杉並区久我山１丁目８―210
債務者　安藤　裕之
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４１５号
東京都大田区大森東１丁目36―８―909
債務者　萬納　奈央
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４１７号
埼玉県川口市青木５丁目17―40　第一グリーンパレス203
債務者　滝本　和子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４１９号
埼玉県越谷市千間台東３丁目４―７―203
債務者　柳原　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４２０号
東京都豊島区高田１丁目35―９
債務者　由比　治子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４２１号
東京都江東区亀戸５丁目44―20―301
債務者　関口　慶子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４２２号
東京都墨田区緑４丁目16―８―402
債務者　横山　恭子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部